

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和5年6月30日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="text-align: right;">提出者 住 所 東京都港区虎の門2-2-5 氏 名 独立行政法人国立印刷局 理事長 大津 俊哉 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-3582-4411</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>																																																																						
事業場の名称	独立行政法人国立印刷局 東京工場																																																																					
事業場の所在地	東京都北区西ヶ原2-3-15																																																																					
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで																																																																					
当該事業場において現に行っている事業に関する事項																																																																						
①事業の種類	印刷業																																																																					
②事業の規模	公表できない																																																																					
③従業員数	1,244名（令和5年4月1日現在の在籍員数）																																																																					
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">廃棄物</th> <th style="text-align: center;">処理方式</th> <th style="text-align: center;">最終形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃プラスチック</td> <td>分別破砕・圧縮梱包</td> <td>固形燃料等 安定型埋立</td> </tr> <tr> <td>インキ洗浄廃液乾燥濃縮物</td> <td>焼却</td> <td>土木資材</td> </tr> <tr> <td>粉体汚泥</td> <td>焼却</td> <td>土木資材</td> </tr> <tr> <td>インキ洗浄廃液減圧濃縮物</td> <td>焼却</td> <td>土木資材</td> </tr> <tr> <td>脱水汚泥</td> <td>焼却</td> <td>土木資材等</td> </tr> <tr> <td>含水汚泥</td> <td>生物処理・脱水</td> <td>セメント原料等</td> </tr> <tr> <td>厨房汚泥</td> <td>脱水</td> <td>肥料</td> </tr> <tr> <td>ビルビット汚泥</td> <td>脱水</td> <td>管理型埋立</td> </tr> <tr> <td>下水管汚泥</td> <td>脱水</td> <td>管理型埋立</td> </tr> <tr> <td>インキ洗浄廃液</td> <td>生物処理・脱水</td> <td>再資源化</td> </tr> <tr> <td>廃インキ</td> <td>焼却</td> <td>土木資材</td> </tr> <tr> <td>廃油</td> <td>焼却</td> <td>土木資材</td> </tr> <tr> <td>油付きウエス</td> <td>焼却</td> <td>固形燃料等</td> </tr> <tr> <td>廃酸・廃アルカリ</td> <td>中和</td> <td>再生砕石等 管理型埋立</td> </tr> <tr> <td>乾電池、バッテリー</td> <td>ばい焼等</td> <td>再資源化</td> </tr> <tr> <td>リチウム電池、充電式電池</td> <td>熔融等</td> <td>路盤材等</td> </tr> <tr> <td>蛍光管</td> <td>破砕等</td> <td>水銀製品等</td> </tr> <tr> <td>ガラスくず</td> <td>破砕</td> <td>固形燃料等 安定型埋立</td> </tr> <tr> <td>混合廃棄物</td> <td>破砕</td> <td>固形燃料等</td> </tr> <tr> <td>損紙屑</td> <td>焼却</td> <td>土木資材等</td> </tr> <tr> <td>紙屑</td> <td>焼却</td> <td>土木資材等</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>破砕</td> <td>土木資材等</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（日本産業規格 A列4番）</p>	廃棄物	処理方式	最終形態	廃プラスチック	分別破砕・圧縮梱包	固形燃料等 安定型埋立	インキ洗浄廃液乾燥濃縮物	焼却	土木資材	粉体汚泥	焼却	土木資材	インキ洗浄廃液減圧濃縮物	焼却	土木資材	脱水汚泥	焼却	土木資材等	含水汚泥	生物処理・脱水	セメント原料等	厨房汚泥	脱水	肥料	ビルビット汚泥	脱水	管理型埋立	下水管汚泥	脱水	管理型埋立	インキ洗浄廃液	生物処理・脱水	再資源化	廃インキ	焼却	土木資材	廃油	焼却	土木資材	油付きウエス	焼却	固形燃料等	廃酸・廃アルカリ	中和	再生砕石等 管理型埋立	乾電池、バッテリー	ばい焼等	再資源化	リチウム電池、充電式電池	熔融等	路盤材等	蛍光管	破砕等	水銀製品等	ガラスくず	破砕	固形燃料等 安定型埋立	混合廃棄物	破砕	固形燃料等	損紙屑	焼却	土木資材等	紙屑	焼却	土木資材等	木くず	破砕	土木資材等
廃棄物	処理方式	最終形態																																																																				
廃プラスチック	分別破砕・圧縮梱包	固形燃料等 安定型埋立																																																																				
インキ洗浄廃液乾燥濃縮物	焼却	土木資材																																																																				
粉体汚泥	焼却	土木資材																																																																				
インキ洗浄廃液減圧濃縮物	焼却	土木資材																																																																				
脱水汚泥	焼却	土木資材等																																																																				
含水汚泥	生物処理・脱水	セメント原料等																																																																				
厨房汚泥	脱水	肥料																																																																				
ビルビット汚泥	脱水	管理型埋立																																																																				
下水管汚泥	脱水	管理型埋立																																																																				
インキ洗浄廃液	生物処理・脱水	再資源化																																																																				
廃インキ	焼却	土木資材																																																																				
廃油	焼却	土木資材																																																																				
油付きウエス	焼却	固形燃料等																																																																				
廃酸・廃アルカリ	中和	再生砕石等 管理型埋立																																																																				
乾電池、バッテリー	ばい焼等	再資源化																																																																				
リチウム電池、充電式電池	熔融等	路盤材等																																																																				
蛍光管	破砕等	水銀製品等																																																																				
ガラスくず	破砕	固形燃料等 安定型埋立																																																																				
混合廃棄物	破砕	固形燃料等																																																																				
損紙屑	焼却	土木資材等																																																																				
紙屑	焼却	土木資材等																																																																				
木くず	破砕	土木資材等																																																																				

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
<p>(管理体制図)</p> <p>※管理課長を廃棄物管理責任者及び産業廃棄物管理責任者として選任</p> <p>※廃棄物管理部門 ※特別管理産業廃棄物管理責任者を選任</p>							
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
①現状	<p>【前年度（令和4年度）実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業廃棄物の種類</th> <th>廃プラスチック類</th> <th>その他の汚泥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排 出 量</td> <td>106.15 t</td> <td>394.48 t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(これまでに実施した取組) 廃プラスチック類は、新規導入された設備で使用する諸材料の屑(屑屑)が発生したため18t増加した。</p>	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	その他の汚泥	排 出 量	106.15 t	394.48 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	その他の汚泥				
排 出 量	106.15 t	394.48 t					
②計画	<p>【目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業廃棄物の種類</th> <th>廃プラスチック類</th> <th>その他の汚泥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排 出 量</td> <td>101.00 t</td> <td>394.00 t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(今後実施する予定の取組) 廃プラスチック類については、有価物化となるよう調査検討していく。</p>	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	その他の汚泥	排 出 量	101.00 t	394.00 t
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	その他の汚泥					
排 出 量	101.00 t	394.00 t					
産業廃棄物の分別に関する事項							
①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各職場から発生した産業廃棄物は、廃プラスチック、インキ洗浄乾燥濃縮物、粉体汚泥、インキ洗浄減圧濃縮物、脱水汚泥、含水汚泥、厨房汚泥、ピルピット汚泥、下水管汚泥、インキ洗浄廃液、廃インキ、廃油、廃缶、廃タワシ、油付きウエス、ほう素含有廃液、現像廃液、乾電池、バッテリー、リチウム電池、充電式電池、蛍光管、ガラス屑、損紙屑、粉碎紙屑、紙屑、木屑など、細かく分類している。 紙屑及び廃プラスチック類については、より詳細に分別して、有価物回収が可能となるよう調査検討している。 また、個人の持ち込みごみについては、原則持ち帰りとし、工場全体で廃棄物排出量削減に努めている。</p>						
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の分別を継続していく。</p>						

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃電池類
排 出 量	148.46 t	41.12 t	15.47 t	1.66 t
(これまでに実施した取組)				
【目標】				
産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃電池類
排 出 量	143.00 t	38.00 t	15.00 t	1.50 t
(今後実施する予定の取組)				

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	廃蛍光ランプ類	ガラス陶磁器等くず	紙くず	木くず
排 出 量	0.46 t	2.91 t	718.51 t	5.06 t
(これまで実施した取組) 紙くずについては、セキュリティ性の高い損紙について湿潤粉砕し産業廃棄物として処分している。 年度途中から、発生量の一部を有価物として回収し廃棄物量を減量した。				
【目標】				
産業廃棄物の種類	廃蛍光ランプ類	ガラス陶磁器等くず	紙くず	木くず
排 出 量	0.35 t	2.70 t	145.00 t	5.00 t
(今後実施する予定の取組) 粉砕紙屑については、引き続き有価物化として回収できるよう調査検討していく。				

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	金属くず	混合廃棄物	廃電気機械器具	-
排 出 量	1.58 t	1.86 t	3.70 t	- t
(これまで実施した取組) 金属くずについては、可能な限り分別し、有価物として回収し産業廃棄物量を減量した。				
【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず	混合廃棄物	廃電気機械器具	-
排 出 量	1.40 t	1.70 t	3.50 t	- t
(今後実施する予定の取組) 金属くずについては、引き続き有価物として回収できるよう分別に努める。				

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	その他の汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	その他の汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	その他の汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	その他の汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃電池類
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃電池類
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃電池類
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃電池類
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	廃蛍光ランプ類	ガラス陶磁器等くず	紙くず	木くず
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	廃蛍光ランプ類	ガラス陶磁器等くず	紙くず	木くず
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	廃蛍光ランプ類	ガラス陶磁器等くず	紙くず	木くず
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	廃蛍光ランプ類	ガラス陶磁器等くず	紙くず	木くず
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	金属くず	混合廃棄物	廃電気機械器具	-
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず	混合廃棄物	廃電気機械器具	-
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	金属くず	混合廃棄物	廃電気機械器具	-
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず	混合廃棄物	廃電気機械器具	-
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	その他の汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	その他の汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	その他の汚泥
	全処理委託量	106.15 t	394.48 t
	優良認定処理業者への処理委託量	106.15 t	394.48 t
	再生利用業者への処理委託量	92.31 t	383.06 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃電池類
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃電池類
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃電池類
全処理委託量	148.46 t	41.12 t	15.47 t	1.66 t
優良認定処理業者への処理委託量	148.46 t	41.12 t	15.47 t	1.66 t
再生利用業者への処理委託量	148.46 t	41.12 t	8.91 t	1.66 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	廃蛍光ランプ類	ガラス陶磁器等くず	紙くず	木くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	廃蛍光ランプ類	ガラス陶磁器等くず	紙くず	木くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	廃蛍光ランプ類	ガラス陶磁器等くず	紙くず	木くず
全処理委託量	0.46 t	2.91 t	718.51 t	5.06 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.46 t	2.91 t	654.14 t	- t
再生利用業者への処理委託量	0.46 t	2.77 t	718.51 t	5.06 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	金属くず	混合廃棄物	廃電気機械器具	-
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず	混合廃棄物	廃電気機械器具	-
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	金属くず	混合廃棄物	廃電気機械器具	-
全処理委託量	1.58 t	1.86 t	3.70 t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	1.58 t	1.86 t	3.70 t	- t
再生利用業者への処理委託量	1.58 t	1.86 t	3.70 t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t	- t	- t

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	その他の汚泥
	全処理委託量	101.00 t	394.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	101.00 t	394.00 t
	再生利用業者への処理委託量	101.00 t	383.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

【目標】				
産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃電池類
全処理委託量	143.00 t	38.00 t	15.00 t	1.50 t
優良認定処理業者 への処理委託量	143.00 t	38.00 t	15.00 t	1.50 t
再生利用業者への 処理委託量	143.00 t	38.00 t	9.00 t	1.50 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	廃蛍光ランプ類	ガラス陶磁器等くず	紙くず	木くず
全処理委託量	0.35 t	2.70 t	145.00 t	5.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.35 t	2.70 t	145.00 t	- t
再生利用業者への処理委託量	0.35 t	2.70 t	145.00 t	5.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t	- t	- t

【目標】					
産業廃棄物の種類	金属くず	混合廃棄物	廃電気機械器具	-	
全処理委託量	1.40 t	1.70 t	3.50 t	-	t
優良認定処理業者 への処理委託量	1.40 t	1.70 t	3.50 t	-	t
再生利用業者への 処理委託量	1.40 t	1.70 t	3.50 t	-	t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	-	t
認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	-	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。